



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月23日月曜日 第695号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 監視伝染病発生予防検査の実施……………（畜産課）… 119
- 監視伝染病の発生予防のための注射の実施（2件）……………（ 〃 ）… 119
- 廃川敷地等の発生……………（河川課）… 120
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備課）… 120
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）… 120
- 道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 120
- 道路の供用開始（県道壬生川新居浜野田線外）……………（ 〃 ）… 120
- 指定道路の指定……………（ 〃 ）… 121
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 121
- 道路の区域変更（県道大洲野村線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 121
- 道路の供用開始（ 〃 ）……………（ 〃 ）… 121

告 示

○愛媛県告示第199号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症等の検査を次のとおり実施する。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のヨーネ病

| 実施の対象となる牛の範囲 | 実施する区域 |
|---|-----------------------------|
| 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 | 西予市（大野ヶ原を除く野村町に限る） |
| 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 | 西予市野村町（大野ヶ原に限る）、明浜町、三瓶町、宇和町 |
| 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 | 県下一円 |
| 4 その他知事の指定する牛 | |

(2) 牛の伝達性海綿状脳症

| 実施の対象となる牛の死体の範囲 | 実施する区域 |
|---------------------------------------|--------|
| 死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出 | 県下一円 |

の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。

(3) 知事の指定するその他の疾病

| 実施の対象となる家畜又はその死体の範囲 | 実施する区域 |
|---------------------|--------|
| 知事の指定する家畜 | 県下一円 |

3 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) ヨーネ病、伝達性海綿状脳症

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法

(2) 知事の指定するその他の疾病

知事の指定する方法

○愛媛県告示第200号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

| 実施の対象となる豚の範囲 | 実施する区域 |
|--------------|--------|
| 知事の指定する豚 | 県下一円 |

2 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第201号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生子防のための注射を次のとおり実施する。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 実施の対象となる豚及びいのししの範囲並びに実施する区域

Table with 2 columns: 実施の対象となる豚及びいのししの範囲, 実施する区域. Content: 所轄の家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし, 県下一円

- 2 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第202号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備えて縦覧に供する。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 河川の名称

二級河川千丈川水系千丈川

- 2 廃川敷地等が生じた年月日

令和8年3月23日

- 3 廃川敷地等の位置

(1) 八幡浜市郷1番耕地913番7

(2) 八幡浜市郷1番耕地913番9

(3) 八幡浜市郷3番耕地1040番4

- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）300.58平方メートル

○愛媛県告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、四国中央都市計画下水道事業四国中央公共下水道（四国中央市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間

昭和48年10月30日から

令和11年3月31日まで

- 2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年3月23日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

退任

Table with 4 columns: 役員の種類, 氏名, 住居, 所. Content: 理事, 加藤武雄, 新居浜市政枝町一丁目6番16号

○愛媛県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員幅, 延長, 備考. Content: 県道, 壬生川新居浜野田線, 四国中央市土居町蕪崎341番3地先から同町蕪崎317番1地先まで, 旧, 9.5~18.2, 0.042, 四国中央市土居町蕪崎341番3地先から同町蕪崎317番9まで, 新, 9.5~34.3, 0.042

○愛媛県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-----------|------------------------------------|-----------|
| 県道 | 壬生川新居浜野田線 | 四国中央市土居町蕪崎341番3地先から 同町蕪崎317番9まで | 令和8年3月23日 |
| 〃 | 蕪崎土居線 | 四国中央市土居町蕪崎341番10から 同町蕪崎317番9まで | 〃 |

○愛媛県告示第207号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和8年3月23日

愛媛県東予地方局長 河上 芳一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和8年3月11日

3 指定道路の位置

四国中央市金生町下分字田中979番2の一部、979番3

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 52.32メートル

(2) 幅員 6.25メートル

○愛媛県告示第208号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村 時 広

| 許可番号 | 許可年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取消年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因となった事実 |
|--------------|-----------|-------------|-------|----------------|-----------|--|--------------|
| (般-4)第17906号 | 令和4年5月10日 | (株)創建カンパニー | 永井 孝明 | 宇和島市御幸町2-3-6 | 令和8年2月2日 | 土木事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-2)第17668号 | 令和3年2月19日 | オオノ産業 | 大野 哲也 | 宇和島市錦町1-20 | 令和8年2月12日 | 土木事業 とび・土工事業 管工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業、塗装工事業 造園工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-6)第16647号 | 令和7年3月2日 | (株)井上電化サービス | 井上 健二 | 西予市宇和町上松葉601-1 | 令和8年2月13日 | 土木事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-6)第14272号 | 令和6年6月24日 | (有)田島工業 | 田島 昇 | 宇和島市保手4-4-6-5 | 令和8年2月16日 | 土木事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|---|------|-------------------|-----------------|----|
| 県道 | 大洲野村線 | 大洲市菅田町大竹字梁瀬乙935番3から 同町大竹字小成乙915番10まで | 旧 | メートル 11.3~53.5 | キロメートル 0.739 | |
| | | | 新 | 10.9~53.5 | 0.739 | |

○愛媛県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

愛媛県知事 中村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|-----------|
| 県道 | 大洲野村線 | 大洲市菅田町大竹字梁瀬乙935番3から 同町大竹字小成乙915番10まで | 令和8年3月25日 |